

あ行	
空家等（空家法第2条第1項） （P2他）	<p>建築物^{※1}、または、これに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態^{※2}であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。</p> <p>※1 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱、または壁を有するもの、これに附属する門、または塀等をいう。（建築基準法第2条第1項）</p> <p>※2 「居住その他の使用がなされていないことが常態である」とは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいう。（空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針）</p>
一般住宅用地 （P27）	<p>小規模住宅用地以外の住宅用地（ただし、家屋の床面積の10倍まで）のこと。</p> <p>一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置がある（住宅用地特例）。</p>
か行	
蟹江町地域防災計画（P2）	<p>災害対策基本法第42条や防災基本計画に基づき、総合的かつ計画的な防災対策の推進や、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に蟹江町防災会議にて策定した計画。</p>
蟹江町都市計画マスタープラン（P2）	<p>都市計画法第18条の2の規定にある「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。長期的な視点から住民に「都市の将来像」を示すとともに、市町村を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設等、主要な都市計画の決定の方針を示すもの。</p>
狭あい道路 （P24）	<p>幅員4メートル未満の道路で、建築基準法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定されたもの。</p>
国勢調査（P4）	<p>日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。</p>

固定資産税に係る住宅用地特例（住宅用地の課税標準の特例）（P26）	住宅用地について固定資産税が軽減される特例措置。 住宅用地の面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用される。
さ行	
シェアハウス（P23）	1つの住居を複数人で共有して暮らす賃貸物件。
小規模住宅用地（P27）	200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）のこと。 小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置がある（住宅用地特例）。
住宅・土地統計調査（P3）	日本の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査。
た行	
耐震基準（P15）	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準のこと。1981年（昭和56年）5月31日までの建築確認において適用されていた基準を旧耐震基準といい、旧耐震基準の木造住宅は大規模地震の際に倒壊の危険性が高いとされている。
第4次蟹江町総合計画（P2）	蟹江町における概ね10年間の長期的なまちづくりの基本理念や方針を示すもの。
地域のサロン（P23）	身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らすことを目指す住民主体の交流活動。
特定空家等（空家法第2条第2項）（P2他）	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
は行	
防災空地（P24）	平常時は周辺住民の憩いの場などとして活用され、災害時は一時避難所や救援物資の中継地点といった機能を担う公園などのこと。